

環境影響評価書案

——中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業——

平成12年8月

東京二十三区清掃一部事務組合

1. 事業者の名称及び所在地

事業者：東京二十三区清掃一部事務組合

代表者：管理者 西野 善雄

所在地：東京都新宿区四谷三丁目3番地1

2. 対象事業の名称及び種類

事業の名称：中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業

事業の種類：廃棄物処理施設の変更

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内にある既存施設（中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、破碎ごみ処理施設）と第二排水処理場のうち、既存施設の粗大ごみ破碎処理施設の貯留ヤードの一部と第二排水処理場を解体撤去し、その跡地に灰溶融施設を建設するものである。

事業内容の概略は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業内容の概略

所 在 地	東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地内）
面 積	約137,000m ²
灰溶融施設の建設	工事着工年度 平成14年度（予定）
	施設稼働年度 平成17年度（予定）
	処理能力 400トン/日（100トン/日・炉×4基）
	施設建築物 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 高さ：約3.5m（煙突高さ：約8.0m）
既存施設	中防不燃ごみ処理センター 第一プラント：1,250トン/日 第二プラント：1,800トン/日
	粗大ごみ破碎処理施設 640トン/日
	破碎ごみ処理施設 180トン/日

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

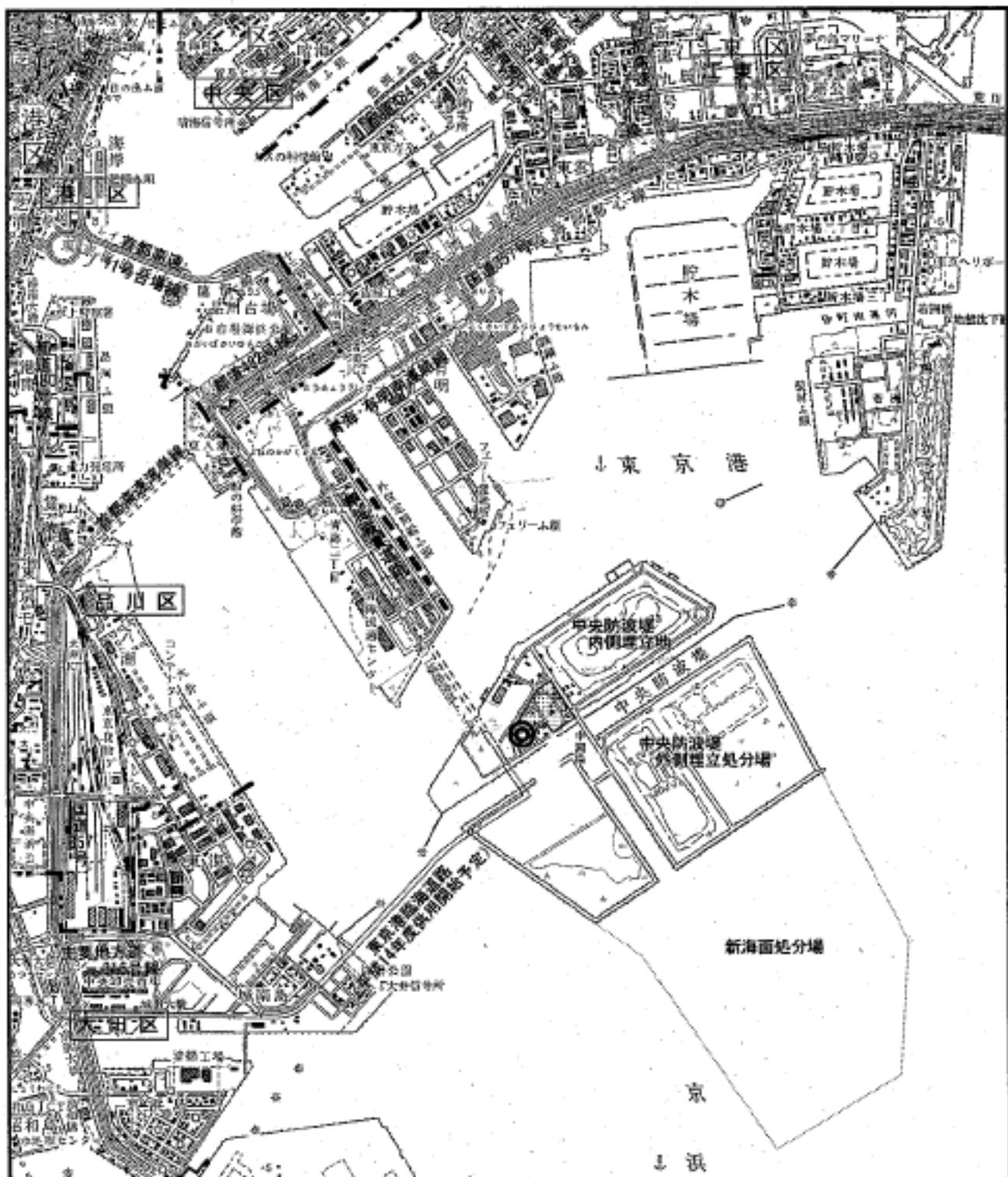
対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び対象事業区域とその周辺地域の概況を考慮のうえ、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表4-1 (1)、(2)に示すとおりである。

表4-1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>工事の施工中の建設機械等による一酸化炭素の将来予測濃度は環境基準を下回る。浮遊粒子状物質、二酸化窒素の将来予測濃度は、環境基準を上回るが、バックグラウンド濃度が環境基準以上であり、建設機械の稼働等により付加する濃度の将来予測濃度に対する影響割合は、それぞれ7.6%以下、16.9%以下である。</p> <p>工事の完了後の灰溶融施設及び破碎ごみ処理施設煙突排出ガスによる二酸化いおう、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の将来予測濃度は環境基準等を下回る。浮遊粒子状物質、二酸化窒素の将来予測濃度は環境基準を上回るが、バックグラウンド濃度が環境基準以上であり、施設の稼働により付加する濃度の将来予測濃度に対する影響割合は、それぞれ0.2%以下、0.3%以下である。</p>

表4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>工事の施工中は、建造物の撤去及び灰溶融施設の建設により産業廃棄物及び建設発生土が発生するが、計画段階からの発生抑制や発生した廃棄物の徹底した分別により再利用、再資源化を図る。また、埋立処分する廃棄物については、法令や東京ルールに基づき適正に処理する。したがって、「危機突破・戦略プラン」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に適合するものである。</p> <p>工事の完了後は、既存施設の稼働に伴い排出する不燃ごみ処理残さは清掃工場において、可燃性破碎済みごみは清掃工場及び破碎ごみ処理施設において焼却し、焼却により発生する焼却灰や集じん灰は灰溶融施設で溶融処理する。溶融処理により発生するスラグは、新海面処分場で有効利用を図る。また、資源回収により排出する鉄分やアルミは売却し、再資源化する。再資源化に適さない不燃物等については適正に処理し、新海面処分場において埋立処分する。</p> <p>本事業は「一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、廃棄物の減量化、無害化、再資源化等を推進するものであり、可能な限り廃棄物の排出の抑制と適正な処理を確保できるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の責務を果たすものである。</p>
温室効果ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用を目指し、灰溶融施設における太陽光発電及び廃熱利用、破碎ごみ処理施設におけるごみ発電を実施し、未利用エネルギー・新エネルギーを積極的に活用していく。また、省資源対策として、中防不燃ごみ処理センターにおける鉄分及びアルミの回収、粗大ごみ破碎処理施設における鉄分の回収を行い、売却し再資源化する。さらに、屋上緑化による断熱と、重機等のアイドリングストップの徹底を行うとともに、オゾン層保護のために、廃冷蔵庫等からのフロンガス回収を継続していく。</p> <p>以上のことから、本事業は、実施に伴って排出される温室効果ガスを可能な限り削減できるので、「地球温暖化対策に関する基本方針」、「地球環境保全東京アクションプラン」等の計画に合致した、妥当なものである。</p>



凡 例

- : 建設予定地
- : 対象事業区域
- - - : 区界

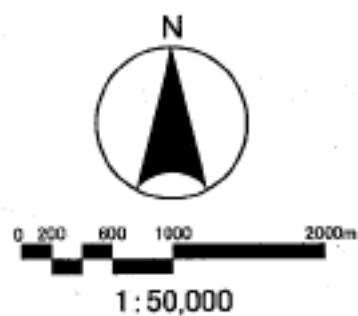
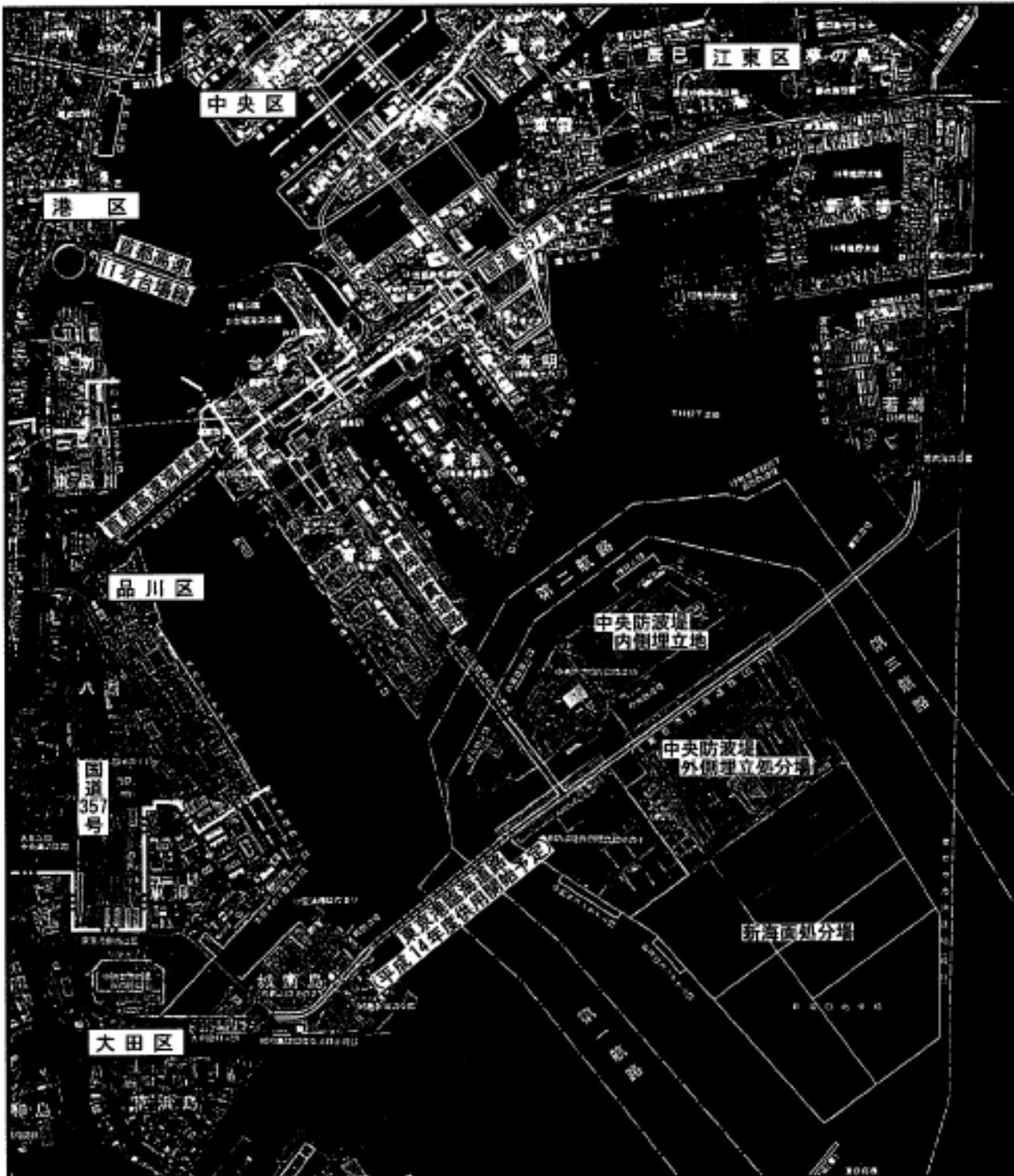


図5.2-1(1) 対象事業の位置



凡 例

○ : 建設予定地

 : 対象事業区域

— — — : 区界

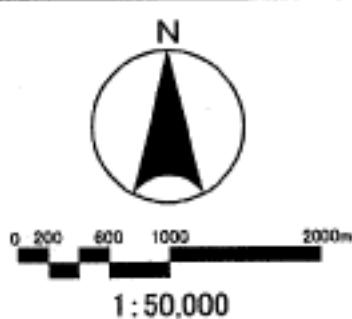


図5.2-1(2) 対象事業の位置
(航空写真(1))

平成10年12月撮影